泉南市老朽危険空家等除却工事補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、泉南市内に存する老朽危険空き家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、老朽危険空家等の除却を促し、住環境の改善及び土地利用の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

（１)　空き家　建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第2条第1項）をいう。

（２）　不良住宅　前号に規定する空き家のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第２条第４項に規定する不良住宅であって、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第１条第１項第1号に規定する不良度測定基準（別表第1）により測定した評点の合計が100点以上のもの

（３）　特定空家等　特措法第２条第２項に規定する特定空家等に認定されたもの

（４）　老朽危険空家等　不良住宅及び特定空家等をいう。

（５）　所有者　当該家屋の所有権の全部又は一部を有する者又はその相続人。

（補助対象空き家）

第３条　補助金の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　老朽危険空家等に該当する木造住宅であること。

（２）　併用住宅の場合は、延床面積の２分の１以上が住宅の用に供されていること。

（３）　固定資産課税台帳に登録されていること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（４）　除却工事を行うことについて、所有権を有する全員が同意していること。

（５）　所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該権利者から除却工事を行うことについて同意が得られている場合を除く。

（６）　補助対象空き家の除却に際して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

（７）　特措法第２２条第３項の規定による命令を受けていないこと。

（補助対象者）

第４条　この要綱における補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という）は、次の各号のすべてに該当する個人とする。

（１）　泉南市税の未納がない者

（２）　泉南市暴力団排除条例(平成25年泉南市条例第18号)第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でない者

（３）　補助対象空き家の所有権の全部を有する者、もしくは、補助対象空き家の所有権の一部を有する者又はその相続人で、他の所有権を有する者又はその相続人全員から委任を受けた者。

（４）　その他市長が前号に規定する者と同等の権原を有すると認める者。

（補助対象工事）

第５条　補助金の交付対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　老朽危険空家等の全部を除却する工事。

（２）　建設業法（昭和24年５月24日法律第100号）別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）第21条第１項に規定する解体工事業者の登録を受けた者で泉南市内に事業所を有するものが実施する工事。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（１）　補助金の交付決定前に着手した工事

（２）　老朽危険空家等の一部を解体撤去する工事

(補助対象経費)

第６条　補助金の交付の対象となる経費は老朽危険空家等の解体及び撤去に係る経費（動産の処分に係るもの及び地下埋設物（浄化槽等）の除却費を除く）とする。

(補助金の交付額)

第７条　補助金の交付額は、次の各号に定める額のいずれか低い方の額に10分の8を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨て）とする。ただし、その額が50万円を超えるときは50万円とする。

（１）　補助対象となる老朽危険空家等の補助対象工事のうち、補助対象経費の合計。

（２）　国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知（公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額を定める通知をいう。以下同じ。）における、木造家屋の1平方メートル当たりの除却工事費に補助対象となる老朽危険空家等の延べ床面積を乗じた額。

(事前調査)

第８条　補助金交付申請を行おうとする者は、次の各号に掲げる書類を提出し、事前調査を受けなければならない。

　　　・事前調査依頼書（様式第１号）

　　　・付近見取図

　　　・現況写真（腐朽又は破損の程度が確認できるもの）

　　　・その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の依頼書が提出された場合は、これを審査し、必要に応じて立入調査を実施するものとする。

３　市長は、前項の審査及び調査の結果に基づき、事前調査結果通知書（様式第２号）により、その結果を通知するものとする。

（交付申請）

第９条　前条第３項に規定する通知書により、補助対象に該当する旨の通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

　　　・老朽危険空家等除却工事補助金交付申請書（様式第３号）

　　　・付近見取図

　　　・敷地内配置図及び建物平面図

　　　・現況写真（2ケ月以内のもの）

　　　・建物の登記事項証明書（最新の情報が記載されたもの）

　　　・老朽危険空家等除却工事実施（変更）計画書（様式第４号）

・工事見積書の写し

　　　・老朽危険空家等の延べ床面積がわかる書類

（未登記建物や現況床面積が登記事項証明書と異なる場合）

　　　・１年以上空き家となっていることを証する書類

　　　・工事請負業者が建設業の許可又は解体工事業の登録を受けていることを証する書類

　　　・誓約書（様式第５号）

・その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知等）

第１０条　市長は、前条に規定する補助金の交付申請が適当であると認めたときは、老朽危険空家等除却工事補助金交付決定通知書（様式第６号）を申請者あて通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したものは老朽危険空家等除却工事補助金不交付決定通知書（様式第７号）を申請者に通知するものとする。

（除却工事の着手）

第１１条　補助対象工事の着手は、前条に規定する補助金交付決定通知を受けた後、速やかに行わなければならない。

(補助対象工事の内容変更等)

第１２条　補助金交付申請をした者で、補助対象工事の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

　　　　・除却工事実施（変更）計画書（様式第４号）

　　　　・工事見積書の写し

　　　　・変更内容のわかる図面・写真

　　　　・その他市長が必要と認める書類

２　補助対象工事を中止するときは、速やかに老朽危険空家等除却工事補助金辞退届（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第１３条　補助対象工事が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

　　　　・完了届（様式第９号）

　　　　・工事請負契約書の写し

　　　　・工事完了写真（施工前後の状況が確認できるもの）

　　　　・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票の写し

　　　　・その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第１４条　市長は、前条に規定する完了届の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、老朽危険空家等除却工事補助金交付額確定通知書（様式第１０号）により申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が交付決定額と同額であった場合については、補助金交付額確定通知書を省略することができる。

（補助金の交付請求）

第１５条　申請者は、前条に規定する補助金額確定後、老朽危険空家等除却工事補助金交付請求書（様式第１１号）を市長に提出することにより請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第１６条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　　　　・虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

　　　　・本要綱の規定に違反したとき

　　　　・その他関係法令に違反したとき

２　市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、老朽危険空家等除却工事補助金交付決定取消通知書（様式第１２号）により、申請者へ通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した際に、すでに補助金の交付を受けている場合は、老朽危険空家等除却工事補助金返還命令書（様式第１３号）により補助金の交付を受けた者に返還を求めるものとする。

（書類の保存）

第１７条　補助対象者は、補助事業等の実施に関する契約書、領収書その他関係書類について、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

(その他)

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。